

第 1 1 回 亶理町 農業委員会 総会 会議録

1. 会議の日時 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 7 分

2. 会議の場所 亶理町役場 2 階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員 (1 3 名)

1 番	加 藤 正 純	2 番	鈴 木 周 吾	4 番	渡 邊 喜 徳
5 番	日 下 昭 一	6 番	佐 藤 利 洋	7 番	安 住 政 男
8 番	齋 藤 桂 子	9 番	丸 子 清	1 1 番	安 住 郁 子
1 2 番	齋 精 一	1 3 番	浅 川 文 義	1 4 番	片 平 洋 之
1 5 番	伊 藤 富 敏				

(2) 農地利用最適化推進委員 (1 3 名)

1 6 番	古 山 眞	1 7 番	菊 地 英 一	1 9 番	齋 藤 幸 一
2 0 番	大 槻 久美子	2 2 番	新 田 育 男	2 3 番	結 城 美智子
2 4 番	棟 形 和 徳	2 5 番	南 條 栄 一	2 6 番	東 條 茂
2 7 番	小 野 忠 良	2 8 番	鈴 木 茂 利	2 9 番	末 木 清 一
3 0 番	千 葉 義 昭				

4. 欠席者

(1) 農業委員 (2 名)

3 番 遠 藤 圭 一、1 0 番 菊 池 淑 郎

(2) 農地利用最適化推進委員 (2 名)

1 8 番 太 田 匡 美、2 1 番 長 田 邦 雄

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について

日程第 3 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について

日程第 4 第 3 号議案 非農地証明願いについて

日程第 5 第 4 号議案 令和 3 年度第 7 号亶理町農用地利用集積計画 (案)
について

日程第 6 第 5 号議案 非農地判断について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、庶務班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第 6 条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それでは、ただいまより第 1 1 回亘理町農業委員会総会を開会いたします。初めに、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、詳細は割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程について申し上げます。12月17日に亘理と逢隈で地区委員会、12月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は12月23日の予定でございますので、よろしくお願いします。なお、本日の欠席者については、3番、遠藤圭一委員、10番、菊池淑郎委員、及び21番、長田邦雄推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、亘理町農業委員会総会会議規則第 20 条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、9番、丸子清委員、11番、安住郁子委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程第 2。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議についてを議題といたします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。説明の前に議案書の訂正をいたします。

高橋主事 (議案書訂正箇所の説明)

議長 それでは、荒浜地区委員会より説明をお願いします。

5番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4番 (順位 2 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定いたします。

次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。以上で第1号議案の審議を終了いたします。

日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。なお、第2号議案については、委員及び委員の同居家族に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますのでご了承願います。それでは、互理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番から順位10番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4番 (順位11番から順位14番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。なお、関係委員の議事参与の制限の都合上、順位1番から順位3番については、順位2番、順位3番、順位1番の順番で採決いたしますので、ご了承願います。それではまず、順位2

番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番、順位 4 番、順位 5 番の関係者である議席番号 6 番、佐藤利洋委員は一時退席願います。

(6 番退席)

議 長 採決を続けます。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 5 番の採決を行います。順位 5 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 5 番については、許可相当とすることに決定します。佐藤委員にはお戻り願います。

(6 番着席)

議 長 次に、順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 6 番については、許可相当と

することに決定します。

次に、順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 8 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 10 番の採決を行います。順位 10 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 10 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 11 番の採決を行います。順位 11 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 11 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 12 番の採決を行います。順位 12 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 2 号議案の順位 12 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 13 番の採決を行います。順位 13 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位13番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位14番の採決を行います。関係者である議席番号20番、大槻久美子推進委員は一時退席願います。

(20番退席)

議長 採決を続けます。順位14番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位14番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了いたします。退席していた方は席にお戻り願います。

(20番着席)

議長 日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員会より説明をお願いします。

5番 (順位4番から順位6番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位7番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

4番 (順位8番から順位9番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第3号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ、第3号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、承認することに決定いたします。
次に、順位2番の採決を行います。順位2番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、承認することに決定いたします。
次に、順位3番の採決を行います。順位3番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位3番については、承認することに決定いたします。
次に、順位4番の採決を行います。順位4について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位4番については、承認することに決定いたします。
次に、順位5番の採決を行います。順位5番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位5番については、承認することに決定いたします。
次に、順位6番の採決を行います。順位6番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位6番については、承認することに決定いたします。
次に、順位7番の採決を行います。順位7番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位7番については、承認することに決定いたします。

次に、順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 8 番については、承認することに決定いたします。

次に、順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 9 番については、承認することに決定いたします。以上で第 3 号議案の審議を終了します。

日程第 5、第 4 号議案、令和 3 年度第 7 号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 4 号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第 4 号議案、令和 3 年度第 7 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案、令和 3 年度第 7 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第 6、第 5 号議案、非農地判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主事 第 5 号議案、非農地判断です。農地法の規程に基づきまして、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないため、本会議の審議に付するものです。議案書 1 枚めくっていただきます。今回の非農地判断の箇所は、21 筆、59,509 m²です。これらの箇所については写真を別冊で添付しております。今回は、吉田地区と逢隈地区です。農地パトロールの直後は他にも多くの箇所が山林化しているとして B 分類の報告をいただいておりますが、地図の不具合もあり、以前の非農地判断していた箇所もあったので、それらについては、今回は抜いてあります。今回、新たに B 分類として発見された箇所がこの 21

筆となります。吉田地区の長瀬地内で4筆。逢隈地区の神宮寺、上郡、小山が17筆となっています。いずれも現況は山林化していることから、すべて山林と判断できます。

写真撮影ができない箇所も何か所かあり、見づらい写真もありますがご了承願います。11月16日に税務課の職員を同行しすべて現地を確認しております。以上です。

議 長 吉田と逢隈の分ということですが、事務局、いかがでしょうか。

高橋主事 筆数はそれほど多くないので、目を通していただければと思います。上郡の堤の内は撮影が困難な箇所でした。沢田、若宮については、上郡から小山に抜ける道路沿いですが、これらは完全に山林となっていました。神宮寺の前山については、居宅の裏側になりますが、ここも山林でした。小山の谷地添は上郡から小山に抜ける道路沿いにある沼の近くです。長瀬の長井戸は吉田小学校北側。坂下は東街道から山間部に入る道路沿いであり、周囲も山林に囲まれている場所です。そのほかに、山林と判断するに至らない箇所も農地パトロールで確認されていましたが、それらは利用意向調査で対応することといたしました。

議 長 ご質問、ご意見がなければ、採決に移りますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 第5号議案、非農地判断については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案、非農地判断については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了いたします。その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項、事務連絡がございます。

以下、事務局より青年等就農計画認定農家、農業経営改善認定農家及び農地パトロールの実施状況についての報告と事務連絡の終了後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時47分